

第4 環 境 事 業

- 1 ご め 処 理
- 2 し尿・浄化槽汚泥処理
- 3 産 業 廃 棄 物

1 ごみ処理

(1) 概要

本市では、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）を策定し、区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）の適正処理に関し、収集運搬、焼却等の中間処理および最終処分を安定的、継続的に遂行し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。

昭和46年9月に現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行された。これを受け本市は、昭和46年10月より普通ごみの収集を無料化し、昭和48年10月からは普通ごみの週2回収集を全地域で実施している。

また本市では、ごみ減量を図るため、様々な対策を講じている。まず、平成9年4月からペットボトルの分別収集を開始し、平成10年10月に粗大ごみの収集をそれまでの無料ステーション収集から電話申し込みによる有料の戸別収集に切り替えた。そして平成12年4月からはごみ出しルールの徹底を図ってごみ袋を透明に変更し、平成16年10月からは発泡スチロール・白色トレイと廃食用油、平成20年4月からはペットボトルのキャップの回収を開始した。また、平成26年8月からはボックス回収による小型家電リサイクル事業を開始した。

このようにごみと資源の分別の徹底を図ることによりリサイクルを促進するとともに、ごみの減量化に努めている。

(2) ごみ量の推移

(単位：t)

区分 年度	市 収 集													民間収集	自己搬入	計	
	普通ごみ	粗大系ごみ	カン	ビン・ペット	小型家電	乾電池	蛍光管	食用油	発泡スチロール	プラスチック容器包装	ペットボトルの残物	家庭系ごみ	都市美化ごみ				学校ごみ(普通ごみ・生ごみ)
平成25	82,777	1,678	1,591	4,862	-	95	78	22	14	21	14	91,152	939	345	41,288	6,729	140,453
平成26	80,997	1,621	1,542	4,775	4	98	82	22	13	20	16	89,190	864	344	41,492	6,607	138,497
平成27	80,078	1,550	1,378	4,859	12	94	76	22	13	21	15	88,118	713	338	41,817	6,635	137,621
平成28	78,318	1,544	1,432	4,831	19	103	69	22	10	20	19	86,387	697	326	41,261	6,642	135,313
平成29	77,877	1,582	1,476	4,697	21	108	63	22	10	20	18	85,894	630	313	41,282	6,886	135,005

都市美化ごみ、事業系ごみ、自己搬入には、それぞれ普通ごみ、粗大ごみ、資源化ごみ等を含む。

(3) 許可業者の指導、監督

事業活動にともなって、多量の一般廃棄物を排出する事業所などを対象に、昭和46年10月から許可業者による収集を実施し収集業務の効率化を図っており、その指導監督には万全を期している。

(平成30年4月1日現在)

業者数	収集件数	従業員	車両台数	年間収集量(t)
8	5,582	121	92	41,282

このほか、ビン、ペットボトル及びカンを再資源化処理するために岐阜市リサイクルセンターを、粗大ごみを破碎処理するために岐阜市東部クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を、焼却残渣を埋立処分するために岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場をそれぞれ整備し、廃棄物の適正処理を遂行している。

焼却処理実績 (平成29年度)

	焼却量(t)
東部クリーンセンター	109,374
掛洞プラント	19,860
合計	129,234

(4) 処理・処分施設の現状

ごみ焼却施設として、現在岐阜市東部クリーンセンター、岐阜市掛洞プラント、岐阜羽島衛生センターごみ処理施設(稼働停止)の3施設を備えている。

現有処理処分施設名

(平成29年度)

区分	名称	処理能力	仕様	稼働開始年月	
中間処理	焼却	450t/日	旋回流型流動床焼却炉	平成10年4月	
	破碎	60t/5h	2軸せん断型破碎機及び回転型破碎機	平成10年4月 (平成27年10月の火災事故により焼失したため、仮設破碎機にて処理を継続中)	
	焼却	掛洞プラント	150t/日	全連続燃焼式ストーカ炉	昭和54年4月 (平成11年3月改修)
		岐阜羽島衛生センターごみ処理施設	180t/日	全連続燃焼式流動床炉	平成7年4月 (平成28年3月末で稼働停止)
選別	リサイクルセンター	ビン 28t/5h カン 20t/5h ペット 5t/5h	インクライン自動選別方式+カレット手選別 スチール缶・アルミ缶自動選別圧縮方式	平成9年4月	

区 分	名 称	埋立容量	仕 様	稼働開始年月
最終処分	埋立 大杉一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設)	270,000 m ³	アルカリ凝集沈殿処理 砂ろ過処理	平成24年1月
		処理能力		
		180 m ³ /日		

(5) 岐阜市東部クリーンセンター

老朽化した老洞焼却場の代替施設として平成6年から建設を進め、平成10年3月に完成、同年4月から稼働した。余熱を利用した最高出力7,000KWの発電設備を有し、場内使用後の余剰電力を売電している。

また、粗大ごみ処理施設並びにごみ問題を考える学習の場として、芥見リサイクルプラザを設置し、総合整備を図った。(平成27年10月の火災事故により、粗大ごみ処理施設棟は焼失)

さらに、平成24年度から平成27年度にかけて焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

所在地 芥見6丁目368番地

敷地面積 60,344 m²

(駐車場、調整池含む)

ア ごみ焼却施設

事業費 23,657,257千円

延床面積 焼却棟 14,249.16 m²

計量棟 136.08 m²

イ 粗大ごみ処理施設

事業費 2,653,280千円

延床面積 4,253.81 m²

ウ 管理棟・芥見リサイクルプラザ

事業費 613,674千円

延床面積 2,146.68 m²

(ア) 芥見リサイクルプラザ

1階 展示ギャラリー、リサイクル工芸室、ふれあいサロン

2階 研修室、会議室、ものしりコーナー

エ その他

一般駐車場 113台

見学バス駐車場 4台

(6) 岐阜市掛洞プラント

昭和54年3月に完成し、同年4月から稼働している岐阜市掛洞プラントは、公害防止はもとより余熱利用を行うなど、広く環境保全に留意した設計がされている。当初日量300tのごみを処理する施設だったが、岐阜市東部クリーンセンターの完成に伴い、平成10年4月より日量150tの一炉運転

とした。さらに、ダイオキシン発生抑制の改良工事を行い、また、平成25年度から平成26年度にかけて焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

また、平成14年12月から平成21年11月まで山県市のごみを受託処理した。

所在地 奥字掛洞375番地ほか

事業費 2,103,139千円

敷地面積 8,632.00 m² (借地)

建物延面積 6,352.68 m²

(7) 岐阜羽島衛生センターごみ処理施設

昭和40年2月から、岐阜市及び羽島郡4町による一部事務組合にてごみ処理施設を稼働していたが、平成4年度から平成6年度にかけて施設の老朽化に伴う改築工事を実施し、平成7年4月から新たな施設にてごみ処理を行った。また、余熱を利用した浴場を併設している。

平成14年度から羽島市が組合に加入し、平成22年度末には各務原市(旧川島町区域)が組合を脱退したことにより、平成23年度以降は、岐阜市、羽島市及び羽島郡2町で施設を運営してきた。

なお、平成27年度末をもって現施設の稼働を停止し、あわせて、次期ごみ処理施設建設に向けた取り組みを進めており、平成29年度には基本計画を策定した。

(8) 岐阜市リサイクルセンター

平成9年4月1日、容器包装リサイクル法施行に伴い、ビンとカンに加え新たにペットボトルの分別収集を開始(週1回)した。そのための施設として岐阜市リサイクルセンターを整備し、再資源化処理を開始した。

平成24年度にペットボトルの著しい普及・増加に対応するため、施設の処理能力を4t/日から5t/日へと強化した。

所在地 木田5丁目55番地6

事業費 1,284,225千円

敷地面積 4,434.64 m²

建物延面積 2,801.90 m²

(9) 岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場

平成23年3月に完成し、平成24年1月から埋立を開始した岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場は、岐阜市東部クリーンセンター及び岐阜市掛洞プラントからの焼却残渣を埋め立てしており、平成29年度は14,895tを最終処分した。

所在地	大字山県岩字大杉奥洞1045番地
事業費	3,073,383千円
造成面積	75,000㎡
埋立面積	33,000㎡
埋立容量	270,000㎡

(10) プラザ掛洞

平成7年10月31日に岐阜市掛洞プラントのごみ焼却余熱(蒸気)を利用した本市初の地球環境に優しい施設として開設し、市民の健康増進を図っている。

なお、平成18年度から指定管理制度を導入し、施設を管理している。また、平成21年度からは利用料金制度を導入している。

所在地	奥1丁目104番地
事業費	1,364,752千円
敷地面積	1,815㎡
建物延面積	2,099.99㎡
施設内容	1F 温水プール、浴場 2F 会議室、事務室、和室休憩所
指定管理者	株式会社 技研サービス (平成30年4月1日現在)

(11) リフレ芥見

平成19年3月、男女を問わず、幅広い年齢層が気軽にスポーツを楽しめるように、「心と体の健康増進」をテーマとして開設した。

なお、平成21年度から指定管理制度及び利用料金制度を導入し、施設を管理している。

所在地	芥見6丁目283番地2
事業費	1,105,464千円
敷地面積	12,879㎡
建物延面積	2,693.46㎡
施設内容	・歩行浴プール棟(歩行浴プール、サウナ、トレーニングルーム、多目的ルーム、リラクゼーションルーム、談話室) ・多目的ドーム(テニス、ゲートボール、フットサル用) ・足湯 ・芝生広場(滑り台、スプリング遊具)
指定管理者	株式会社 三和サービス (平成30年4月1日現在)

(12) 一般廃棄物処理施設の監視

一般のごみやし尿を処理している一般廃棄物処理施設について、環境衛生上問題のないよう立入検査を実施し、監視業務を行っている。

2 し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 概要

本市では、生活排水処理基本計画に基づき、区域内で発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)の収集および処理を実施し、生活排水の適正な処理に努めている。

し尿は直営と委託により収集し、岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

また、浄化槽汚泥は許可業者が収集し、岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

(2) し尿収集戸数及び人員

(平成30年4月1日現在)

区分	定額制		従量制
	戸数	人員	対象数
直営	405	763	301
委託(岐阜地域)	1,596	2,794	607
委託(柳津地域)	43	106	106
合計	2,044	3,663	1,014

(3) し尿処理手数料

(単位:円)

定額制	世帯員1人1回につき	320	平12.4.1改正
従量制	180につき	160	平12.4.1改正
臨時収集加算金	1回につき	1,200	平12.4.1改正

(4) 公衆便所清掃

(平成30年4月1日現在)

区分	所管施設数	清掃施設数			
		環境事業課		公園整備課	
		直営	委託	直営	委託
環境事業課	17	10	7	—	—
公園整備課	308	2	17	—	289
計	325	12	24	—	289

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設

ア 岐阜市寺田プラント

昭和48年3月完成以降、市内のし尿と一部の浄化槽汚泥を処理していたが、平成17年3

月に浄化槽汚泥専門処理施設として改造し、市内の浄化槽汚泥の大部分を処理することとなった。

また、平成27年10月には浄化槽汚泥の処理能力の強化（120kl/日から160kl/日）や運転システムの効率化を目的とした改造を行っている。

所在地 寺田1丁目11
 完成年月日 昭和48年3月31日
 事業費 874,374千円
 敷地面積 13,155.85㎡
 処理方式 固液分離処理方式
 処理能力 160kl/日
 （浄化槽汚泥処理）

イ 岐阜羽島衛生センターし尿処理施設

昭和38年11月から岐阜市及び羽島郡4町による一部事務組合にてし尿処理施設を稼働しており、昭和56年の改築以降は現施設にてし尿処理を行っている。

平成23年3月に各務原市（旧川島町）が組合を脱退したのに伴い、現在は岐阜市、岐南町、笠松町のし尿及び一部の浄化槽汚泥処理を行っている。

所在地 境川5丁目147番地
 完成年月日 昭和56年3月31日
 事業費 1,025,794千円
 敷地面積 5,612.30㎡
 処理方式 改造型脱窒素処理方式
 処理能力 100kl/日
 （し尿・浄化槽汚泥処理）

し尿処理実績（平成29年度）

	し尿(kl)	浄化槽汚泥(t)	備考
寺田プラント	—	42,551	
岐阜羽島衛生センターし尿処理施設	5,066 (6,131)	3,260 (10,911)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)
合計	5,006 (6,131)	45,811 (53,462)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)

3 産業廃棄物

(1) 指導等状況

事業活動により発生する産業廃棄物は、排出者自らが処理することが廃棄物処理法で義務付けられており、自ら処理することができない場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理することとなる。

本市では、産業廃棄物の処理基準及び保管基準が遵守されるよう、排出者の事業所に対する立入検査、収去検査を行い、適正な委託契約締結及び適正なマニ

フェスト管理等を指導している。

また、排出者が処理を委託する産業廃棄物処理業者に対して許可を与える際に、業者に対する資格審査及び業者が使用する処理施設の構造基準、維持管理基準に関する審査、その後の適正処理を担保するために許可業者の有する処理施設に対する立入検査を行い、適正な収集運搬、処分に関する指導、勧告、命令等を行っている。

平成18年1月からは「産業廃棄物情報管理システム」を導入し、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導履歴及び処理実績等を統合的に管理し、情報の共有や行政指導に活用している。

さらに、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びPCB特別措置法による啓発、指導、監督を行っている。

(2) 市北部における不法投棄事案

平成16年3月に、市北部の産業廃棄物処理業者の事業場において、大規模な不法投棄事案が発覚した。事案発覚後の平成16年度に現場及び周辺部で実施した緊急調査及び詳細調査の結果、不法投棄された廃棄物は約75.3万㎡と推定されたが、有害産業廃棄物を含めて、建設系廃棄物以外のものは確認されなかった。また、モニタリング調査の結果からは、現場及び周辺部において深刻な環境汚染を疑うようなデータは確認されなかった。

一方、対策については、不法投棄行為者に対して、措置命令を発出し、排出事業者には撤去協力を要請し自主撤去を進めた。

その後、平成18年度の追加調査により現場廃棄物層内部での燃焼及び高濃度のダイオキシン類が確認されたため、技術専門会議を設置し、「生活環境保全上の支障等」を特定し、「処理対策」を検討した。

技術専門会議の提言を受け、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、廃棄物層内部の燃焼を消火し、生成された高濃度のダイオキシン類を除去するための「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」を策定し、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得て、同日、行政代執行による支障除去等事業に着手した。

平成25年3月に支障除去等事業が完了し、技術評価検討委員会からは「生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれた」との評価報告を受けた。

引き続き安心の確保を図るため、当面の間、モニタリング調査を実施するとともに、現場を廃棄物処理法に基づく「指定区域」に指定し、監視を継続している。

産業廃棄物処理業許可件数（平成29年度）

(許可数)

区 分		収 集 運 搬 業			処 分 業				合 計
		積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分	計	
産業廃棄物処理業 許 可 件 数	新規	0	0	0	1	0	0	1	1
	更新	3	0	3	5	0	0	5	8
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処理業 許 可 件 数	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更	0	1	1	0	0	0	0	1
合 計	新規	0	0	0	1	0	0	1	1
	更新	3	0	3	5	0	0	5	8
	変更	0	1	1	0	0	0	0	1

産業廃棄物処理業の許可状況

(平成30年3月31日現在)

区 分		収 集 運 搬 業			処 分 業				合 計
		積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分	計	
産 業 廃 棄 物 処 理 業		21	2	23	30	0	1	31	54
特別管理産業廃棄物処理業		3	2	5	3	0	0	3	8
合 計		24	4	28	33	0	1	34	62